

政令第六十三号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項ただし書並びに経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成二十六年法律第一百十二号）第二条第一号、第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「又は英国協定」を「、英国協定又は地域的な包括的経済連携協定」に改め、同号口中「第三規則（原産地証明書の提示）4(a)」を「第三規則4(a)（原産地証明書の提示）又は地域的な包括的経済連携協定第三章（原産地規則）第B節（運用上の証明手続）第三・十九条1（連続する原産地証明）」に、「の発給」を「又は連続する原産地証明の発給」に、「を発給した」を「又は当該連続する原産地証明が発給された」に改める。

(関税暫定措置法施行令の一部改正)

第二条 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一号を加える。

二十 地域的な包括的経済連携協定

(経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令の一部改正)

第三条 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 地域的な包括的経済連携協定

第四条第一項中「、第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三 第二条第五号に掲げる経済連携協定 三十日以上九十日以下の範囲内において当該経済連携協定の締約国が指定する期間

第五条中「第二条第二号」の下に「及び第五号」を加える。

第六条第二項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

三 第二条第五号に掲げる経済連携協定 三年

附 則

この政令は、地域的な包括的経済連携協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。